

年度末年度初めの申請に係る注意事項

【令和7年度中（令和8年3月31日付）の認定を希望される場合の注意事項】

- ・ オンラインでの申請をいただく前に、貴社所在地を担当する県の窓口に御連絡いただき、申請の時期等を御相談ください。
- ・ 申請書を確認させていただく中で、書類に不備等がございますと令和7年度中の認定ができない場合もございます。
- ・ 令和7年度中の認定ができない場合、令和8年度での認定をお願いすることになります。令和8年度の申請書等の様式を変更する予定ですので、新しい様式で改めて申請をお願いすることになります（申請書の持ち越しはできません）。
- ・ システム上で申請書等の様式の差し替え作業が生じますので、3月11日0時から一定期間、申請書の受付を停止し4月1日ころから受付させていただきます。

【令和8年度の認定に向けた注意事項】

- ・ 申請書の様式等が変更となる予定です。システム上の申請書等の様式の差し替えを3月11日0時から実施いたします。4月1日ころには申請が可能となりますので、HPで令和8年度申請の受付が開始されましたら申請をお願いします。
- ・ 令和8年度の認定から、令和7年度中に施行された育児・介護休業法の内容を反映した就業規則を作成いただくことが申請の前提となります。就業規則に記載が必要となる項目をまとめた資料をHPの「申請時お役立ち情報」に掲載しておりますので参考にしてください。
- ・ プライム企業の認定を希望される場合、プライム企業認定基準値一覧による数値の確認が必要となります。現在令和7年度版の資料が掲載されていますが、令和8年度版は3月中に公表する予定ですので、令和8年度認定のプライム企業申請には令和8年度版を御確認ください。